

＜論文＞

改革・開放後の中国「国家公費派遣留学生」派遣政策の変遷

(慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所) 王 雪萍

改革・開放後の中国「国家公費派遣留学生」派遣政策の変遷

(慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所) 王 雪萍

[要旨]

本稿は改革・開放後の中国の国家公費派遣留学生政策の変容過程について整理し、その原因と傾向を分析した。本稿の分析によって以下のことが明らかになった。改革・開放初期の中国の国家公費派遣留学生の派遣は、科学技術の修得を目的とするのみならず、若年層派遣による国際交流を目標に含む長期戦略型であった。しかし、その後の国内外情勢の変化や、天安門事件の影響によって、海外に滞留して帰国しない留学生が増えた。中国政府もその変化にともない、留学生との関係を相互信頼的な関係から、「出国留学協定書」を結ぶ契約に基づく相互制約型へと変更し、派遣方式も長期戦略型から短期収益型へと変容したのであった。

I. はじめに

中華人民共和国(以下：中国)の留学生は、一般的に三種類に区分される。それは国家公費派遣留学生、所属機関派遣留学生、そして私費留学生である。文革期までに派遣された留学生はすべて国家公費派遣留学生であり、所属機関派遣留学生と私費留学生は1978年以降に現れるようになった⁽¹⁾。

1949年の建国後の中国における留学生派遣は、1950年9月6日の東欧5ヶ国(ポーランド、チコスロバキア、ルーマニア、ハンガリーとブルガリア)への派遣から始まった⁽²⁾。これは主に外交人材養成のためにおこなわれたものである。以後、1966年の文化大革命(以下：文革)開始まで、中国政府はソ連と東欧諸国を中心に留学生を派遣してきた。文革前の留学生派遣は、すべて政治主導で進められ、政府の統一計画の下で留学生を選抜、派遣した。一般に周知される形での公募制は一度も取られなかった⁽³⁾。他方、1966年の文革の開始に際しては派遣計画もすべて中止され、1967年に派遣された留学生のほとんどが中国に呼び戻された⁽⁴⁾。その後、1972年に西側諸国を中心に留学生

派遣が再開されたが、毎年200人程度の小規模派遣に留まった⁽⁵⁾。

改革・開放後の中国の留学生派遣政策は、それ以前に比べれば大量派遣政策とすることができ。この政策は、1978年6月23日の鄧小平の清華大学における教育部担当者に対する発言から始まったと言える⁽⁶⁾。ここで鄧小平は、国費留学生の派遣規模を年間3~4000人に増大させ、学習内容も語学学習中心から自然科学中心へと変更させようと提案した⁽⁷⁾。鄧小平のこの提案を受け、教育部は毎年2億元規模の予算で、年間3000人規模の留学生派遣政策を制定した⁽⁸⁾。

本稿は、この1978年6月23日の鄧小平発言以後の中国の国家公費派遣留学生政策について整理するとともに、改革・開放後の政策の変容、特徴を明らかにする。ここで言う国家公費派遣留学生とは、1995年以前については教育部あるいは国家教育委員会⁽⁹⁾が留学費用を提供し、1996年の国家留学基金管理委員会の成立後については、国家留学基金管理委員会が留学費用を提供した者、また中国政府と外国政府間で交わした契約に基づき互惠奨学金を提供された者[日中間はこの部分に該当

し、中国政府から見れば日本に來ている日本国の国費による中国人留学生も、中国の国費による日本人留学生との「交換」なのだから、中国の国費留学生という扱いになる]、あるいは国家によって資金の一部を受給しながら外国からの奨学金を享受している各種の留学生を指す。国家公費派遣留学生には、高級訪問学者⁹⁹、訪問学者¹⁰⁰（以下、高級訪問学者と訪問学者をあわせて訪問学者と呼ぶ）、進修生¹⁰¹、ポストドクター、大学院生および大学生などが含まれている¹⁰²。

改革・開放後の中国の留学生政策に関する先行研究には、中国における楊曉京・苗丹国¹⁰³、潘殿成¹⁰⁴、于富増等¹⁰⁵らの研究がある。これらは留学政策史の視点から中国の国際交流政策を考察している。日本では石川啓二¹⁰⁶と岡益巳¹⁰⁷の研究があるが、これらは留学生政策と国家政策との関係性から総合的な検証を試みている。これらの先行研究は、いずれも綿密な資料研究を基礎としており、特に楊・苗論文は中国政府の政策資料を使用した優れた研究である。しかし、これらの研究はいずれも国家公費派遣留学生、所属機関派遣留学生と私費留学生の政策を弁別せずに総合的に論じており、そのために国家公費派遣留学生政策の変遷などが指摘しにくくなっている。しかし、国家公費派遣留学生こそ、留学生政策の基本とされ、ここにこそ中国政府の人材育成政策が反映されると言ってもいい。留学生それ自体を対象とした場合、国費、公費、私費のそれぞれが相応に重要となるのだが、政策としてみた場合には、国費、あるいは国費と公費に絞り込んで研究を行うことが求められるのである。

そこで本稿では、国家公費派遣留学生政策を対象を絞り、特に改革・開放後について考察し、その変遷とその特徴について把握する。これは、改革・開放後の中国政府の高級人材育成政策の一面を明らかにすることにもつながるであろう。具体的には、国家公費派遣留学生の種別、すなわち短

期派遣とされる訪問学者、進修生、ポストドクター¹⁰⁸、長期派遣とされる大学院生および大学生という学位取得を目指すタイプにおいて、政策上重視されるカテゴリーの変遷、またそうした留学生の選抜と派遣方法について検討していくこととしたい。政策そのものを示す資料が限定されていることから、こうした政策が反映されると考えられる現象や、制度の変遷から、政策の動きを把握するつもりである。

II. 留学生の選抜と派遣方法の変化

改革・開放直後の国家公費留学生の選抜方法は、教育部が1978年8月4日に出した「出国留学生の派遣数増加と選抜に関する通知」と1978年8月31日に出した「出国留学予備生の選抜に関する通知」に見ることができる。前者は、派遣政策について審議中であったため制度化が遅れた学部生を除く、大学院生・訪問学者・進修生に関するものであり、後者は学部学生に関するものである。両者ともに共通しているのは、「政治」という項目が盛り込まれていた点である（条文では「1976年の外交部（76）部領三字第329号文」に依拠するとされている）¹⁰⁹。依然として、派遣される留学生の政治的な態度が重視されたのである。外交部の文書が公開されていないので、「政治的な思想」の具体的な内容は判然としないが、現行の社会主義体制に対する考え方に問題がある者は派遣されないということだと考えられよう。

また、この二文書は学生の選抜方法も記している。それによれば、学部留学生については、教育部の主管部門が全国統一大学入学試験の成績を判断基準に留学予備生を選抜していた。学部生には外国語の統一試験は課されなかった。また、大学入試などでは重視される、省別の派遣人数の割合が考慮されていなかった¹¹⁰。他方、大学院生の選抜については、大学院の入学試験の成績と出国留学外国語統一試験の成績を基準に判断した。訪問

学者と進修生は、学部生や大学院生よりも選抜過程が複雑である。まず教育部によって選抜基準を作成し、各省政府と中央政府の関連部局がその基準に従って、留学予備生の資格審査（政治思想や専門性）を行った上で、合格者に出国留学外国語統一試験を受験させた。ここで重要なのは、この資格審査が本人の留学意思にかかわりなく行われたということである。次に各省政府、中央政府の教育行政部門が外国語の成績と業務条件と政治条件を総合的に判断し、再審を行い、最終的に教育部によって最終審査を行い、派遣留学生を決定する²⁴。これらの選抜方法を見ると、留学生の選抜の方法と最終決定権が教育部に集中されていたことが分かる。

また、上記の二つの通知で明文化されているわけではないが、1978年に作られた留学生の選抜方法における「初審」（資格審査）の過程で、派遣される本人の意思が確認されるということは、少なくとも大学生や大学院生においてはなかったと考えられる。これは筆者の行ったインタビューで明らかになったものである²⁵。学生たちは、本人の意思にかかわりなく、すべて国家の意思によって選抜されたのであった。1978年の制度では、国家の意思によって統一的な基準の下に選抜された留学予備生が、予備教育を受け、そのまま外国に派遣されたのである²⁶。

この1978年の制度に変更が加えられたのが1980年である。1980年1月21日に、教育部が中央部委、各省の教育科技部門と教育部直属の教育機関に配布した「1979—1981学年の出国留学予備人員の選抜に関する通知」では、進修生と学部留学生の選抜方法を以下のように規定した。

進修生：各部、委、総局、各省、市、自治区は、國務院科技幹部局と教育部が発表した派遣計画に従い、派遣枠の人数を所属機関に分配し、それぞれの「単位」を通じて公布し、現在の業務需要と将来計画の需要に従い、単位から派遣留

学生を推薦する。その際、本人の同意を経て推薦する。

学部留学生：教育部は、留学生募集の旨を関連高等教育機関に知らせ、専門領域と予備選抜枠における人数を明示する。各機関は選抜枠の人数に従い、全国大学統一入学試験の総点数が一般的に380点以上で、かつ数学と理科の単科成績が80点以上で、英語が50点以上（文系の学生は総点数が380点以上で、かつ国語が80点以上、数学と外国語が50点以上、語学生の場合は外国語筆記試験が80点以上、面接試験の成績が優秀とされていた）の学生のうち、入学後の思想、学習が特別に優秀で、且つ健康な学生を選び、学校から推薦する。更に、本人の推薦選考に対する意思を聞いた上で、選抜枠の人数に従って教育部に推薦し、教育部によって最終的に決定する²⁷。

他方、大学院生の選抜基準は、1980年12月14日に教育部が配布した「1980年に300名の出国大学院生を選抜することに関する通知」によって修正された。そこでの選抜条件は、「35歳以下で、経歴に問題がなく、党の路線を擁護し、祖国を愛し、思想品德が良好であり、態度が正しく、革命事業に対する献身的な意欲を持ち、業務の基礎をしっかりと備え、国外で学習するための外国語のレベルに達し、健康で、成長する見込みがある高等教育機関の専門教員が選抜対象である」と規定している。高等教育機関の専門教員が大学院生としての派遣留学生の候補となったのである。そして、各高等教育機関が審査をし、各地方と中央部局の主管部門に推薦してから、出国外国語統一試験を受験することになっていた。大学院生も学部生、訪問学者、進修生と同様に、各省、市、自治区と中央諸機関に選抜人数の枠が設けられていたが、1980年の調整によって、選抜の主導権が教育部から各省、市、自治区と中央政府の諸機関に直属する高等教育機関に移行されたのであった²⁸。

以上の選抜方法から分かるように、選抜基準は依然として教育部によって定められているものの、各機関に派遣枠を分配する点が1978年の選抜方法とは根本的に異なる。つまり、派遣枠が単位にまでおり、留学予備生選抜の権利を基礎単位(派遣者の所属機関)に委ねた、いわば単位主導の選抜になったのである。このような変更には、政治審査を強化する意図があったものと思われる。留学生の政治思想を判断する主体は、所属単位が最も適切であると考えられたのであろう。前述の「1979-1981学年の出国留学予備人員の選抜に関する通知」では、留学生に対する全面的な政治審査が必要とされ、すべての被推薦者の思想品德に対する全面的な分析をし、実際の状況に合う鑑定結果を出すように要求している⁹⁴。政治思想に対する審査を強化した理由は、留学予備生段階および派遣後に現れた学生たちの政治思想問題と関係があると思われる⁹⁵。

このような政治条件を重視した所属機関による推薦制度は、1990年代半ばまで継続された。しかし、派遣される留学生に対する管理は1986年の「出国留学生派遣に関する若干の暫行規定」によって強化された。同「暫行規定」では、所属機関主導の留学生選抜方法が明示された上で、それまでには見られなかった条項が盛り込まれた。それは「出国留学協議書」である。その具体的な規定は以下の通りである。

公費派遣出国留学生は、出国手続きを行う前に、選抜派遣する機関と「出国留学協議書」を結ばなければならない。協議書には選抜派遣する機関と公費派遣出国留学生双方のサインを必要とし、さらに公証機関の公証を経て正式に発効する。「出国留学協議書」の内容は、国家と派遣機関が公費派遣出国留学生に対して規定した留学目標、内容、期限、帰国義務(帰国して仕事を通じて国家建設に奉仕する)の要求、留学生に提供する経費の規定などに関する派遣機関と留

学生の双方のその他の権利と義務、責任などを含む⁹⁶。

このような新たなルールが出現した原因については、同「暫行規定」にある以下の内容と関連付けられよう。すなわち、「公費派遣留学生は計画通りに努力して学習し、既定の留学期間通りに帰国して国家に服務しなければならない。留学期限内あるいは留学期限終了後に、留学の身分を変えてはならない。延期する必要がある者は、事前に申請し、派遣機関に批准してもらわなければならない」と帰国義務と留学期限の延長に対する制限を行っている⁹⁷。この点から、先の新たな規定が設けられた原因に、それまでに派遣された留学生が、規定の留学期限を延長しようとしたり、留学期限を過ぎても海外に滞留し、帰国しないというケースが多発していたことがあるのではないかと推測できる⁹⁸。実際、筆者が行った、日本に派遣された国費留学生たちに対するインタビュー調査においても、1986年以降(彼らの留学終了後)、外国滞在の継続を希望する留学生たちには、留学期間に応じた留学費用の返還を要求され、その要求に応じない場合、パスポートの延長や交換に制限を加えられたことが指摘されていた⁹⁹。

1986年の「暫行規定」は国家と留学生の双方の義務を契約化し、特に帰国義務を強調していたが、それ以後も帰国しない留学生の増加傾向に歯止めをかけることはできなかった。その事態の深刻さは、1988年の鄧小平の以下の発言から読み取ることができる。

我々の留学生は数万人いる。彼らが帰国して仕事に従事するための条件をいかに作るかがきわめて重要である。我々は、一つの総合的な科学研究センターを作り、そのなかに、若干の専門的な研究の場を作ることができる。あるいは一部の研究機構と大学にいくつかの専攻を増設し、帰国した留学生たちをそこに行かせ、一つの専門的な研究に専念してもらえば、重要な貢献を

してくれる人がきっと現れる。そのようにしてこの人たちを帰国させないと、非常に惜しい⁹⁹。1986年の「暫行規定」は、中国の留学生政策において高く評価されている。その理由は、改革・開放後に初めて正式に配布した留学生政策を示す文書であると同時に、1987年に『人民日報』などのメディアを通じて、国民全般に公表された点にある¹⁰⁰。つまり、中国では1987年以後、留学生政策に関するそれまでの秘密主義を放棄し、透明性を拡大する方針が取られたと言えるのである。

政治思想を重視した派遣、またそこに帰国促進を加えた派遣政策は、1980年代末に頂点に達した。だが、それは中国における人材育成政策の（政府の観点から見た場合の）成功を意味するものとは言えなかった。天安門事件が発生した1989年前後に、鄧小平は十年間にわたる改革・開放政策に失敗があるとすれば、それは教育の失敗にあると繰り返し指摘していた¹⁰¹。その後、鄧小平の南巡講話を受け、1992年8月12日に國務院弁公室が配布した「在外留学生に関する問題の通知」は、留学生の帰国を促進すべく、派遣単位に留学生と直接連絡を取るよう要求した¹⁰²。しかし、1990年代半ばまで、中国の国家公費派遣留学生が海外に滞留して帰国しないという状況に大きな変化は見られなかった¹⁰³。

このような状況は、政治思想に関する審査と派遣単位を通じた留学生に対する管理方法が現実にそぐわなくなっていることを示していた。それに対して、中国政府は1994年に留学生政策に関する次なる改革を実施した。1994年7月11日、國務院は「『中国の教育改革と発展綱要』に関する実施意見」を配布し、「国家留学基金管理委員会を創設し、同委員会が来華する留学生および出国する留学生の募集、選抜と管理を法律に則った方法で行う」と提言した。この新しい方式は、翌1995年に江蘇省、吉林省の二つの省でモデル施行されてから、1996年に正式に実施された。その具体的な

実施方法については、1996年2月29日に国家教育委員会が配布した「1996年国家留学基金資金援助による出国留学人員選抜に関する簡単な規則」で説明されている¹⁰⁴。

同「規則」によって、1996年以降に中国の国家公費派遣留学生の選抜と派遣の業務はすべて新設された国家留学基金管理委員会が担当することになった。また、それまで各地方、中央政府の各部、それぞれの単位が、割り振られていた派遣枠に基づいて、所属する学生と職員の中から留学生候補者を推薦し、派遣する方式から、留学希望者が個人申請の方式を用いて、所属機関を通じて国家留学基金管理委員会に申請する方式へと移行した¹⁰⁵。この政策の移行によって、国費留学という行為は国家や所属機関によって要求されたものではなく、本人の意思によって申請する方式へと切り替えられた。これは個人の意思を尊重する方向への政策変更だとも言え、責任関係の移動も意味すると考えられる。すなわち、それまでは、派遣単位が留学生の果たすべき義務を監督していたが、その責任は留学を申請した留学生本人に移ったと言える。募集方法を社会に公開し、本人が申請する方式を取ったことによって、中国の留学生政策の透明度は相対的に向上した。現在の中国の国家公費派遣留学生に関する制度は、この1996年改革の延長上にある。現在、毎年の募集計画は各機関に書類で通知されるほか、国家留学基金管理委員会のホームページである「国家留学網」に随時公開されている¹⁰⁶。

1996年の改革では、留学生の帰国を促し、留学効果を上げるべく、1986年の「出国留学協議書」に関しても調整が加えられた。それは、採用された国家公費派遣留学生は、出国以前に、国家留学基金管理委員会と「資金援助出国留学協議書」を結ぶだけでなく、指定金融機構である「中国教育科技信託投資公司」に出国留学保証金も支払わなければならないようになった。しかも、「資金援助出

国留学協議書」は1986年の「出国留学協議書」より制限が強化された。留学生が帰国後に仕事に従事する義務を2年間と規定した上で、二名の経済能力のある経済保証人を立てることを要求したのである⁴⁴⁾。この制度では、留学生が帰国しない場合、海外にいる留学生に責任を問えなくても、国内にいる保証人に責任を負わせることができる。また、留学前に支払った留学保証金も、留学生が帰国義務を規定通りに果たせなかった場合に保証金を没収するかたちで、国家財政の損失を取り戻すことができる。保証金の金額は留学生の所属機関の所在地や、留学生の種別、留学先によって異なるが、基本的に1万元から5万元までの金額である。更に、留学後契約通りに帰国して、仕事の義務を果たした場合、中国教育科技信託投資会社が保証金総額を利息分を含めて留学生に返還するように規定されていた⁴⁵⁾。

では、これに違約した留学生はいかに処断されたのか。この点について、1996年に配布した「規則」には詳しい規定がなかった。そこで、1997年に教育部は「『国家留学基金管理委員会による、国家留学基金の資金の援助を受けた留学生の違約行為に関する処理に関する暫行弁法』の印刷と配布に関する通知」を頒布した。この「通知」では、違約行為の程度に応じて、留学生と保証人が支払うべき違約金の金額を定めるとともに、帰国旅費を支払わないなど、留学基金が留学生に支払うべき金額からの（違約を理由とする）免除範囲などについて規定している⁴⁶⁾。

このような一連の政策の策定によって、違約留学生に対する処分方法が明確となった。この方式が採用された後、統計上は国家公費派遣留学生の既定の留学期間内の帰国率は90%以上に、留学契約の履行率（帰国率+違約した場合の違約金の支払率）は100%に保持されるようになった⁴⁷⁾。

Ⅲ. 重視される留学生の種類の変化

既述の通り、中国の国家公費派遣留学生には、高級訪問学者、訪問学者、進修生、ポストドクター、大学院生および大学生の六種がある。中国政府が重視する留学生の種類は時期に応じて変容した。文革前において重視された留学生は、大学生から大学院生へと変化し、やがて訪問学者というカテゴリーによる短期留学派遣に至るという過程を辿った⁴⁸⁾。改革・開放後も、文革前と同様に、当初は学部留学生の派遣を重視したが、その後政府内外からの意見によって、その方針は変更された。

以下、改革・開放後の国家公費派遣留学生をめぐる議論の変容過程、そこに見られる派遣の理由について考察してみたい。

前述のように、改革・開放後の留学生の大量派遣のきっかけとなったのは、1978年6月23日に鄧小平が清華大学で行った発言であった。その中で鄧小平は特に学部留学生の派遣を重視すると言明したのであった。

外国語の基礎がしっかりしている高校卒業生から外国の大学に進学できる学生を選んで派遣する。今年は3,4千人、来年は1万人前後とする。人材の大量育成は国家の発展のスピードを加速させる方法である。この件については、方毅同志が担当し、企画案を作る。どのような学校に進学し、なにを勉強するのかについては、教育部が研究しなければいけない。数学オリンピックで良い成績を取った人の中からも選抜して一部派遣することができる。物理や化学もオリンピックの試合を作ることができる。その中で成績の良い人を外国留学に派遣する。数学は自然科学を学習する基礎であり、オリンピックの成績が優秀な15,16歳の青少年を選抜して、外国へ5年間派遣すれば、20歳の時に帰ってきて大きな役割を果たすことができる。出国する

前に1年あるいは1年半の時間をかけて、まず外国語をしっかりマスターさせるといい⁹⁰。

この鄧小平の発言にそって、教育部は同年7月11日に國務院副総理の方毅と中国共産党（以下：中共）中央副主席の鄧小平に「派遣留学生の増加に関する報告」を提出し、1978年から毎年3000人を派遣するという、具体的な案を提案した。そこでは留学生の各種別の派遣比率について、「初歩的な意見として、各種別の派遣割合は、学部生を60～70%、進修生・訪問学者を15～20%、大学院生を15～20%とする。今後、段階的に進修生・訪問学者と大学院生の割合を引き上げる」⁹¹と記されていた。このように、1978年当初は学部留学生を中心とする派遣計画となっていたのである。

鄧小平の留学生派遣政策に関する指示は、教育界で戦略的な意義を持つ決断だと認識され、広く支持された。しかし、学部生の重要性を強調している鄧小平の発言が、すでに大学院生や進修生の爾後の増加を含意していることに示されているように、派遣留学生の人数と派遣される留学生の各種別の割合については、政府や関係者の間で、必ずしも意見が一致していたわけではない⁹²。特に、教育部が提案した学部留学生の60～70%という割合について、政府内で批判的な意見を持っていた人が少なくなかったのである。その多くは外国の学部レベル教育の質が高くないことや、費用がかかりすぎることを反対理由としていた⁹³。しかし、「今後も一定人数の学部留学生の派遣を継続しなければいけない。それによって、外国の経験を自らに照らし合わせ、比較することができる。そうしてこそ我々は各国の長所を広く取り入れることができる。また、このことは我が国の大学教育水準を不断に向上させることにも有益である。また、一部の留学生を外国の大学の学部から大学院まで勉強させることでより深く外国の状況を理解する各種の専門家を、わが国のために育成することも無視してはならない」⁹⁴というような、

学部学生派遣を重視する意見もあった。これは、科学技術部から出された提言であった。そこでは、学部留学生派遣の目的が、科学技術の知識の学習だけでなく、外国の状況に精通する人材の育成にも置かれていたのであった。

教育部は、1978年8月18日、これらの意見を取りまとめて、当初設定されていた60～70%という学部留学生の派遣比率が高すぎるとの見解を示した。しかし、それでもなお「早く人材を育成し、科学技術人材の欠如という難題をできるだけ早く解決し、新興の学術分野における人材不足という弱点を早く補填するために、適切な人数の学部生を外国の大学に派遣する必要がある」という内容を含んだ報告書をまとめ、鄧小平に提出したのである⁹⁵。この教育部の報告書では、学部生の派遣比率、人数については、「適切な人数」という用語が用いられていた。

中国政府教育部は、1978年8月31日、各省、市、自治区の教育（高教）局に「出国留学予備生の選抜に関する通知」を配布した。教育部は、全国を範囲として、1978年9月までに2000人の学部留学予備生を選抜することを決定していたのである⁹⁶。それでは、果たして何人が先の報告書にあった「適当な人数」にあたるのであろうか。結論を先取りすれば、学部生を中心として派遣するという当初の方針自体に変更が加えられたと見るのが妥当なようである。以下、統計に基づいて簡単に説明したい。

中国政府の選抜した各種の留学予備学生の人数は一部公開されている。中国大百科全書出版社の「中国教育年鑑」編輯部編「中国教育年鑑（1949—1981）」（中国大百科全書出版社、1984年、667頁）では、1978年に選抜された留学予備学生の人数を3348人とし、そのうち大学学部学生を525人（15.7%）、大学院生を367人（11%）、進修生と訪問学者が2456人（73.3%）だとしている。ここで学部生が15.7%に過ぎず、進修生と訪問

学者が73.3%にのほり、かつ人数の面でも1978年8月31日の「通知」で要求された2000人に満たないことは注目に値する。学部留学生重視という方針は、この留学予備学生の人数の統計から見ると実現されていなかったようである。だが、実際に派遣された人数と予備学生の人数の間に違いがあることには留意しておかねばならない。学部・大学院・進修生・訪問学者の各種別の留学生は、出国以前にみな出国培訓部か予備学校で必ず外国語と専門知識の訓練を受けねばならなかった。留学の準備にある段階の学生を予備学生というが、この予備生（訓練生とも呼ばれる）、そして実際に派遣される学生はそれぞれ人数が異なっている。それは予備学生の資格が与えられても、皆がそのまま出国培訓部や予備学校に入れるわけではなく、また出国培訓部や予備学校に入った者の全てがそれを卒業できるわけでもなく、さらに卒業生の全てが実際に留学して外国の学校に入れるわけではないからである。特に外国の大学や大学院が実施する入学試験に不合格になれば、もとの所属学校に戻らねばならなかったのである。

中国政府の派遣出国留学生の人数については、さまざまな統計がある。だが、その数は皆異なっており、どれが正しいと判断できない状態にある。たとえば、上記の『中国教育年鑑（1949—1981）』には、1979年から81年の間に中国政府が派遣した留学生を6796人だとする統計がある。そのうち学部学生は、719人（10.6%）、大学院生が589人（8.7%）、進修生および訪問学者が5982人（88.0%）とされている（666—667頁）。他方、李澍主編『中華留学教育史録—1949年以後』（高等教育出版社、2000年）によると、中国政府が1979年から1981年の間に海外に派遣した留学生は6064人とされ（690頁）、そのうち学部学生が548人（9.0%）、大学院生が567人（9.4%）、進修生および訪問学者が4949人（81.6%）とされている（690頁）。

このように統計数字は一致していない。だが、

留学予備学生の人数にしても、それに占める留学生中の学部学生の占める割合にしても、ともに16%を下回っている。それに対して、進修生および訪問学者の比率はともに70%を超えている。ここから、学部学生を中心とする方針が一度は採られながらも、実際には改革開放初期の留学生派遣政策において、学部学生中心という方針が採用されたとは考えがたく、数字から判断すれば、進修生および訪問学者が中心だったと見るのが妥当である。

1978年の方針に従って留学生として選抜された人びとは、イギリス、フランス、ベルギーに派遣され始めた。日本と旧西ドイツへの派遣については、予備教育を受けさせてから派遣することになっていた。そのため日本と西ドイツへの派遣は1980年から開始されたのである⁴⁴。

中国政府が当初、学部留学生の割合を高くしようとしていたということは確認できた。学部生の派遣に対して鄧小平を含めた中国政府が大きな期待を抱いたのである。学部留学生の派遣を通じて、外国における各専門領域の状況に精通する人材を育成する意図を持っていた。また、学部留学生の派遣期間が少なくとも4年間を要する点から、改革・開放初期の国家公費留学生派遣政策には長期的な戦略を持った人材育成計画が含まれていたと考えることができるだろう。

しかし、学部留学生の割合については、各方面からの反対意見があり、結果的に減少した。それどころか、1978年に学部留学生派遣が実施されてから2年後の1980年、その派遣数には更に変化が見られるようになった。1980年11月、党中央書記処第61次会議では、「外国への留学生派遣方針は、大学院生を多く派遣し、外国の大学に進学する学部生を少なめに派遣する、あるいは派遣しないようにすべきである」と決定された⁴⁵。この決定は学部派遣の人数を減らすことを明確にした。

この会議の決定にそって、政府は留学生派遣に

対して新たな調整を行った。1981年3月13日、教育部・外交部・國務院科技幹部局・財政局・文化部と中国科学院が連名で國務院に提出した報告の中には、派遣留學生の種類と専攻が以下のように規定されている。

派遣留學生は、今の進修生、大学院生を中心とする派遣から、少しずつ大学院生の派遣を中心とするように移行させる。今後数年の留學生派遣は大学の教員を育てることを中心とすべきであり（派遣総人数の60%以上に設定すべき）、同時に他の面の需要を配慮すべきである。1981年から、1977年に大学に入学した学部卒業生の中から1500名の大学院留學生を選抜する予定である。そして、国内の学科創立の不足を解消するため、またレベルの低い学科を強化するために、毎年少人数の学部留學生を派遣していくことにする⁹⁴。

これは、党中央書記処第61次会議における方針に従って、学部留學生を相当限定的に位置づけている。その理由は、学部留學生の学習効果が高くないこと、国内の教育レベルが向上していること、そして学部學生が容易に外国の政治思想に影響を受けやすいという意味での政治思想問題などにあった⁹⁵。1981年の政策変更は、学部留學生の派遣を減少、あるいは中止する代わりに、大学院生の派遣を重視する方針であった。大学院生の派遣期間も2年間から3年間であり、更に進学の可能性もある点から、派遣期間が長期化する可能性が予想された。この点から見れば、長期派遣を重視するという意味での中国の留學生派遣の長期的戦略に変更が加えられたというわけではなからう。

次に変化が生じたのは1986年である。同年5月4日に中共中央と國務院は、各地方、中央政府機関に「出国留学人員の業務の改善と強化に関する若干の問題に関する通知」を頒布した。この「通知」は以下のように提言する。

国内の高等教育事業が大きな発展を成し遂げ、

教育と科学研究の水準も比較的大きく向上したことに鑑み、今後の大学院生の育成は、基本的に国内を中心に行う。そのため、公費派遣出国の留學生については、その質を保証するとの前提の下に、主に進修生と訪問學者を派遣する。語学と個別の特殊な専門領域以外、基本的に学部留學生を派遣しない。修士課程に進学する留學生の派遣者数を適切に減少させ、博士学位を取得するための大学院生の派遣を増加させる。同時に外国と協力して科学共同研究をおこない、博士修了生を育成する方法を模索する⁹⁶。

このように、1978年以降、中国政府が重視する派遣留學生の種別は、学部留學生から修士課程、そして博士課程へと変化してきた。だが、これらが学位取得を比較的重視しているという点では一貫性を有していた。

しかし、このような学位取得のための派遣を重視する方針に根本的な変更が加えられたのは1989年である。1989年12月、中共中央総書記の江沢民は中央政治局常務委員会會議を主催し、出国留学に関する重要な政策について検討した。會議紀要には、「國家公費派遣出国留学計画は、現在の留学経費総額を保持する。ただし、計画の内容に調整を加え、正確に選抜し正確に派遣し、派遣する人々を決めたら、その派遣先や専門領域を定め、できるだけ質を保証すると同時に、帰国も保証する。……原則として学位を取得するための留學生を派遣しない。アメリカとカナダへ派遣する留學生の人数を減少させる措置をとる」と記録されている⁹⁷。

このような決定が下された背景には、1989年に発生した天安門事件の影響の下、海外に滞留して帰国しない留學生が増えたことがある⁹⁸。また、中国政府が1989年に実施した留學生の帰国率に関する調査とも関係があると思われる。それによれば、1978年～1989年までの訪問學者の帰国率が65.2%に達したのに対して、学位取得を目的とす

る留学生の帰国率は14.1%に過ぎなかったのである⁹⁴。一般的に1989年の留学生派遣政策をめぐる変更は天安門事件と関連付けられて説明されることが多く、現在公開されている資料の中にも帰国率の調査と関係付けているものは多くない。だが、調査の時期と政策変更の決定時期を考えると、関連性があると推測できると筆者は考えている。

1990年以降も博士課程の学生の海外への派遣が現在まで継続されているが、その多くは中国の大学の博士課程に在籍している学生で、海外で1年から2年間の教育を受け、学位を中国に帰ってから中国の大学で取得する学生である。他方、中国で養成されにくい専門領域に限って、海外の大学に留学して博士課程に進学し、学位を取得することもあるが、その数は極めて少なくなっている。そして、訪問学者のほとんどが中国政府から留学資金の提供を受けているのに対して、博士課程で学習する留学生は外国政府が提供する留学資金を受給することが多くなった。これは政策として行われたもので、例えば、1990年から2000年までの間、中国国家公費派遣留学生として日本に派遣されてきた在学博士（中国の大学院に在籍しながら外国に留学する博士課程の学生）485名のうち479名（98.8%）、進学博士（外国の大学院の博士課程に進学する学生）398名のうち398名（100%）、が日本政府の国費留学生として来日した⁹⁵。また日本政府が中国から招聘する国費留学生は100名前後であり、1990年以後、修士課程進学を目指す学生の占める割合は激減し、博士課程進学を目指す学生がほとんど全てを占めるに至っている。

こうした意味で、1989年を境に中国国家公費派遣留学生は、基本的に学位取得を目指す場合には博士課程の学生、そして学位取得以外では訪問学者と進修生になった。もちろん、特別な専門、あるいは外国政府が奨学金を提供する留学枠の場合、学部生や修士課程の学生の派遣も継続されたが、それはきわめて小規模のものである。そうし

た点で、学部学生から修士課程学生、そして博士課程学生へと変容する過程が、1990年代も進んでいったと考えられる。他方、派遣期間の長期、短期の別で言えば、博士課程留学生も長期派遣の一部であると考えられるものの、上記の通り、在学博士の大半は1-2年の滞在で帰国し、中国で学位を取得するので、長期と見ることはできない。また、訪問学者の派遣期間は半年、1年、1年半と2年となっており、いずれも短期派遣と考えられる⁹⁶。そのため、1989年以降の中国の国費留学生の派遣は、全体の趨勢として短期派遣が中心となったと見ることができる。

IV. 終わりに

本稿では、改革・開放後の中国の国費留学生派遣政策の変容過程、その原因などを考察してきた。ここで解明できた点は以下の諸点にまとめられよう。

改革・開放後の30年弱にわたる国費留学生派遣政策は、文革前、文革中の留学生派遣政策を基礎とし、中国国内の教育状況の変容や国内外の情勢に応じて、その方針や制度を調整してきた。改革・開放直後の留学生派遣政策は、政府首脳決定によって実施され、当初は中央集権的な選抜、派遣方法を採用し、派遣される留学生と政府の関係も信義上の相互信頼関係に基づいていた。帰国しない留学生の存在が予想されたが、小規模（10%以内）に留まるものと思われた⁹⁷。また、派遣する留学生の種類も学部留学生、大学院留学生、訪問学者と進修生など様々なカテゴリーの留学生が派遣された。このうち、学部留学生あるいは大学院留学生を中心に派遣する方法も模索され、改革・開放初期の留学生派遣政策には長期的な派遣計画があったと見ることもできるだろう。当時、比較的重視された学部留学生の派遣目的は、先進技術の学習だけではなく、現地社会との交流を含めた国際交流にも置かれていた。留学資金を多く

必要とし、事実上長期派遣になりがちな学部留学生の派遣は、国際交流の戦略の下で行われた面もある。

しかし、このように長期的な戦略を持つ留学生派遣政策は、国内外の情勢に影響され、留学期間内に帰国しない留学生が増加することによって、少しずつ改革されていった。それは、1986年の「出国留学生派遣に関する若干の暫行規定」と1996年の「1996年国家留学基金資金援助による出国留学人員選抜に関する簡単な規則」に代表される。これらの一連の改革によって、留学生を派遣する政府と派遣される留学生の関係は、単なる相互信頼関係から、相互に義務と責任を負う契約関係になった。このような変化の背景には、中国政府が留学生派遣の経済効果を求めた側面がある。

また、派遣された留学生を種別で見れば、1989年以降は派遣期間の短い（半年—2年）訪問学者と進修生、また学位取得するための留学生については博士課程に集中した。学部学生や修士学生については、特別な理由を除いて派遣しない方針が採られ、また博士課程の学生についても、1—2年で帰国する在学博士が多く含まれていることから、全体として学位を海外で取得する、長期派遣になる可能性のある学生は減少した。中国政府は、学位を取得して海外で就職する可能性の高い留学生の派遣を制限し、帰国率が高く維持されるような学生を派遣しているとも言える。また、経費の面から見ても、帰国しなかった場合には違約金が必ず支払われるシステムが作られた。留学派遣政策における収益を重視していることから、これを筆者は短期収益型の派遣と呼んでいる。

他方、これらの一連の改革の過程で、中国政府の留学生派遣政策の透明度が少しずつ増し、政府主導の派遣から所属単位・機関主導の派遣へと変わり、最後に申請者の個人申請を基本とする派遣に至ったということも看過できない。

以上の考察を通じて、改革・開放後の中国の国

費留学生派遣政策は、長期戦略型の派遣から短期収益型へと変化したと言えるであろう。しかし、2007年1月に中国政府は「高水準大学を建設するための国家公費派遣大学院生プロジェクト」を発表した。同プロジェクトは1978年以後の国家公費派遣留学生政策の方向とは異なり、大学教員のレベルを向上させるための在学博士と進学博士を大量に派遣するための政策である⁶⁴。しかし、同プロジェクトはまだ発表されたばかりで、政策の全容が明らかになるまでには時間を要する。この政策に対する分析は将来の課題としたい。

[注]

- (1) 楊曉京・苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」『出国留学工作研究』第28期、2000年4月、1—27頁。
- (2) 李滔編『中華留学教育史録—1949年以後』（高等教育出版社、2000年）4頁。
- (3) 石川啓二「中国の文革前の留学生派遣政策の特質」『教育学研究』第60巻第4号、1993年12月、347—366頁。
- (4) 中央教育科学研究所編『中華人民共和国教育大事記1949—1982』（教育科学出版社、1984年）410頁。
- (5) 前掲楊曉京・苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」。
- (6) 江波「鄧小平出国留学工作戰略的初探」（教育部国際合作与交流司・『神州学人』編集部・国家留学基金管理委員会秘書処編『出国留学学生工作20年』高等教育出版社、1999年）208—216頁。
- (7) 「鄧小平同志談清華問題時關於派遣留学生問題的指示」（前掲李滔編『中華留学教育史録—1949年以後』）365—366頁。
- (8) 前掲楊曉京・苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」。
- (9) 1985年6月18日の全国人民代表大会第六回大会第十一次常務委員会は、教育部を廃止し国家

教育委員会を設立することを決定した。このことによって、従来の教育部の職能は国家教育委員会が担当することになった。さらに1998年3月10日に第九回全国人民代表大会第一次会議が採決した「國務院機構改革に関する決定」によって、国家教育委員会は教育部に名称を変更した。本論文では、それぞれの時期に応じて、国家教育委員会と教育部の名称を使い分けている。

- (10) 准教授以上で、当該分野の専門レベルが中国国内における先端レベルにすでに到達しているが、外国のより先進的な実用技術と科学的成果を学ぶために留学する者。
- (11) 専任講師以上で、国家重点研究プロジェクトに参加しており、出国する上での学習目的が明確な者。
- (12) 大学学部卒業以上の学歴を有し、2年以上在職した後外国に留学する者。
- (13) 前掲楊曉京・苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」、国家留学網 <http://www.csc.edu.cn/gb/readarticle/readarticle.asp?articleid=266> (アクセス日=2007年7月25日)。
- (14) 前掲楊曉京・苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」。
- (15) 瀋殿成編『中国人留学日本百年史1896-1996』(遼寧教育出版社, 1997年)。
- (16) 于富増・江波・朱小玉『中華人民共和国教育千題史叢書—教育國際交流与合作史』(海南出版社, 2001年)。
- (17) 石川啓二「中国大陸の文革後の留学生政策の推移」『アジア文化』1993年4月号, 12-23頁。
- (18) 岡益巳「現代化路線の下における中国の留学生派遣政策」『岡山大学経済学雑誌』第26号(2), 1994年, 49-74頁。
- (19) ポストドクターについては、現行ではこのようなカテゴリーがあるのだが、資料の制限があるため、本稿の分析対象とはなっていない。

- (20) 「教育部關於選拔出国留学予備生的通知」(前掲李滔編『中華留学教育史録—1949年以後』) 523-524頁, 「教育部關於增選出国留学学生的通知」同上書, 519-521頁。
- (21) 「教育部關於選拔出国留学予備生的通知」同上書, 523-524頁。
- (22) 「教育部關於增選出国留学学生的通知」同上書, 519-521頁。
- (23) 1978年に留学生の選拔に関わった教育部関係者へのインタビュー(2002年8月14日, 於上海)。
- (24) 拙稿「改革開放初期中国的派遣本科生留学政策—以1980年至1984年派赴日本, 前西德的本科留学生為中心」(李喜所編『留学生与中外文化』南開大学出版社, 2005年) 376-398頁。
- (25) 「教育部關於選拔1979-1981学年出国留学予備人員的通知」(前掲李滔編『中華留学教育史録—1949年以後』) 527-529頁。なお, 1979年9月~1982年8月までの留学生派遣の中心は, 進修生と大学院留学生であり, 学部留学生は少人数の派遣であった。訪問学者の選拔方法については規定されていなかった。
- (26) 「教育部關於1980年選拔300名出国研究生的通知」同上書, 530-531頁。
- (27) 「教育部關於選拔1979-1981学年出国留学予備人員的通知」同上書, 527-529頁。
- (28) 前掲拙稿「改革開放初期中国的派遣本科生留学政策—以1980年至1984年派赴日本, 前西德的本科留学生為中心」, 中共同濟大学委員会弁公室編『同濟簡報(十一)』1980年4月26日(同濟大学檔案室所藏) 参照。
- (29) 「中共中央文件 中發〔1986〕11号 中共中央, 國務院關於改進和加強出国留学人員工作若干問題的通知」(国家教育委員会留学司編『出国留学工作文件匯編(1978-1991)』群衆出版社, 1992年) 142-151頁。
- (30) 同上。

- (31) 拙著「改革・開放期中国における留学生派遣政策—日本への派遣学部留学生を中心に」慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士論文, 2005年度, 131-132頁。
- (32) 同上, 205-206頁。
- (33) 前掲教育部國際合作与交流司, 「神州学人」編輯部, 国家留学基金管理委員會秘書處編「出国留学工作20年」3頁。
- (34) 「国家教委公布若干暫行規定加強改進出国留学人員工作」『人民日報』1987年6月11日。
- (35) 鄧小平「中国不允許乱 (1989年3月4日)」(『鄧小平文選』第三卷, 人民出版社, 1993年) 286-287頁。同「堅持艱苦奮鬥傳統 (1989年3月23日)」同上書, 288-290頁。同「我們有信心把中国的事情做得更好 (1989年9月16日)」同上書, 324-327頁など。
- (36) 「國務院弁公庁關於在外留学人員有關問題的通知」(前掲李滔編「中華留学教育史錄—1949年以後」) 406-407頁。
- (37) 前掲楊曉京・苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」。鞠玉華「留學生の『滯在不帰』と中国政府の对策—日本における中国人留學生を例として」『岡山大学文学部紀要』第44号, 2005年12月, 121-130頁。
- (38) 「国家教委關於做好1996年国家公費出国留学人員派遣弁法改革全面試行工作的通知 教外留〔1996〕89号」(苗丹国編「出国留学工作手冊 (2001年版)」北京語言文化大学出版社, 2001年) 24-39頁。
- (39) 同上。
- (40) 国家留学網<http://www.csc.edu.cn/> (アクセス日=2006年7月25日)。
- (41) 前掲「国家教委關於做好1996年国家公費出国留学人員派遣弁法改革全面試行工作的通知 教外留〔1996〕89号」。
- (42) 同上。
- (43) 「關於印發『国家留学基金管理委員會關於處理国家留学基金資助的留学人員違約行為的暫行弁法』的通知 留金法〔1997〕002号」(前掲苗丹国編「出国留学工作手冊 (2001年版)」) 56-59頁。
- (44) 前掲楊曉京・苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」。
- (45) 同上。
- (46) 「鄧小平同志談清華問題時關於派遣留學生問題的指示」(前掲李滔編「中華留学教育史錄—1949年以後」) 365-366頁。
- (47) 「教育部關於加大選派留學生數量的報告」同上書, 366-369頁。
- (48) 中華人民共和國編「共和国教育50年1949-1999」北京師範大学出版社, 1999年, 592頁。
- (49) 「康壽万同志給鄧副主席的一封信及鄧副主席的批示」(前掲李滔編「中華留学教育史錄—1949年以後」) 369-370頁。
- (50) 「蔣南翔就派遣留學生問題給鄧小平和方毅同志的報告」同上書, 370-372頁。
- (51) 「教育部關於派遣出国留学工作的幾點請示」同上書, 372-374頁。
- (52) 「教育部關於選拔出国留学予備生的通知」同上書, 523-524頁。
- (53) 于富增・江波・朱小玉「中華人民共和國教育千題史叢書—教育國際交流与合作史」(海南出版社, 2001年) 130-131頁。
- (54) 同上書, 131頁。
- (55) 教育部・外交部・國務院科技幹部局・財政部・文化部・中国科学院が連名して國務院に提出した「關於出国留学人員管理工作會議情況的報告」1981年3月13日 (同濟大学檔案室所藏) 参照。
- (56) 前掲拙稿「改革開放初期中国的派遣本科生留学政策—以1980年至1984年派赴日本, 前西德的本科留學生為中心」。
- (57) 「中共中央, 國務院關於改進和加強出国留学人員工作若干問題的通知」(前掲李滔編「中華留

学教育史錄—1949年以後』) 390—394頁。

(58) 前揭楊曉京·苗丹国「新中国出国留学教育政策的演變過程及对策研究」。

(59) 同上。

(60) 同上。

(61) 「国家教委關於選拔1989年国家公費出国留学人員的通知」(前揭李滔編「中華留学教育史錄—1949年以後」) 578—580頁, 前揭拙稿「改革開放初期中国的派遣本科生留学政策—以1980年至1984年派遣日本, 前西德的本科留学生為中心」。

(62) 「国家教委關於選拔1989年国家公費出国留学人員的通知」(前揭李滔編「中華留学教育史錄—1949年以後」) 578—580頁, 「国家教委關於做好1996年国家公費出国留学人員派遣弁法改革全面試行工作的通知 教外留〔1996〕89号」(前揭苗丹国編「出国留学工作手冊(2001年版)」24—39頁。

(63) 李琦「赴美談判留学生問題始末」(前揭教育部國際合作与交流司, 「神州学人」編輯部, 国家留学基金管理委員會秘書处編「出国留学工作20年」) 203—207頁。

(64) 国家留学網<http://www.csc.edu.cn/gb/readarticle/readarticle.asp?articleid=2482> (アクセス日=2007年7月25日)。

abstract

The Change of China's Policy on Sending Students Abroad during the Period of Reforms and Open Door

WANG Xueping

This report enunciated about the changing process of China's Policy on sending students abroad during the period of reforms and open door, and analyzed the reason and tendency of change. Through the analysis of this report the following facts became clear. At the beginning of the Period of Reforms and Open Door, the targets of China dispatch policy were not only to learn technology but also by sending young students in long-term, also were the long-term strategy with the purpose of international exchanges. However, due to the change of domestic and abroad situation and the influence of Tiananmen Square protests, dispatched students kept staying at the dispatched country without going back to China increased. China government also followed the tendency and changed the relations with dispatched students from mutual trust to mutual restrict type by binding "studying abroad agreement", the dispatch method also changed from long-term strategy to short-term profit type.